

# 2022年度 学校いじめ防止基本方針



川崎市立久地小学校

# 1 令和4年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・キャリア在り方生き方教育
- ・夢教育 21 推進事業

**学校教育目標** 知・徳・体・意のバランスがとれた児童の育成  
子どもたち一人一人の笑顔が輝く学校

- 【知】 思考力、表現力、判断力、コミュニケーション能力を高め、確かな学力の育成を図る。
- 【徳】 互いを認め、豊かで明るく思いやりのある心の育成を図る。
- 【体】 健康でたくましい身体と最後まであきらめない心の育成を図る。
- 【意】 めあてをもち、強い意志と責任をもって最後までやりぬく心の育成を図る

## 学校経営方針～めざす学校のすがた～

1. 学ぶ楽しさが味わえる学校
2. 豊かで明るく思いやりのある心を育てる学校
3. 健康な体と最後まであきらめない心を育てる学校
4. 子どもが主役となり達成感が得られる学校
5. 保護者、地域と共に歩み、信頼される学校

## めざす子どものすがた

- よく考え 工夫する子 (知)
- なかよく はげましあう子 (徳)
- たくましく ねばり強い子 (体)
- めあてをもち 学び続ける子 (意)

## 中期学校経営目標 (5年目標) → 学校経営の4つの評価領域

① 学力の向上	② 社会性の育成	③ 特別活動の活性化	④ 開かれた学校づくり
○自主的、自発的な学習を目指す。 ○基礎・基本的な学習の定着、確かな学力の育成を図る。	○命、こころの教育の推進を図り、共生協働の精神を育む。 ○自己肯定感を高め、自信をもって生活できるように支援する。 ○豊かで明るく思いやりのある心や感動する心の育成を図る。	○係や実行委員、行事を通して、主体的な活動が行えるように支援する。 ○学年集会や異学年交流を通して集団生活の向上を目指す。	○地域や家庭との連携の充実を図る。 ○子どもの健やかな成長を基盤に据え、関係機関と密接な連携を図る。

## 短期学校経営目標 (今年度の重点目標)

「子どもたち一人一人の笑顔が輝く学校」

○子ども一人一人の育てたい力を明確にして、学習活動の工夫を図る。 ○研究、研修をすすめ授業力向上に努める。 ○できる喜びわかる楽しさを味わえるような指導方法を工夫して校内体制を充実させる。 ○キャリア在り方生き方教育の推進を図る。	○他者を尊重する姿勢を育て、互いを認め励まし合うよう支援する。 ○いじめや暴力は絶対に許されないという学校環境に構築を図る。 ○共生*共育プログラムを計画的に行い、人権尊重教育を推進する。 ○望ましい学習態度、学習習慣の形成、学校生活の約束の定着を図る。 ○体験活動の充実を図り、感動する心を育てる。	○子どもが主役となり、存在感、自己有用感を高められるような特別活動の充実を図る。 ○各学年に応じた主体的な取り組みを通して、子どもの居場所作りや集団作りを大切にしていく。 ○一人一人の教育的ニーズに応じた細やかな指導、支援を心がける。	○学年、学級を基盤にした協働体制を整えると共に、保護者や地域の方との連携を密にとる。 ○危機管理に対する意識を高め、緊急時(地震・火災・防犯)のマニュアルを充実させ、活用していく。 ○保護者、地域の方の協力を得ながら、教育活動の充実を努める。
--	--	---	---

## 重点に係る具体的な取り組み

・指導内容の明確化と評価方法の工夫を行う。 ・校内外の研修を通し指導技術の向上を図る。 ・学習面、生活面でのきめ細やかな対応と支援体制の整備を図る。 ・キャリア在り方生き方教育の全体計画を元に、各教科と関連させて推進していく。	・いじめや暴力を許さず、好ましい人間関係が築けるようにする。 ・道徳教育を通し、豊かな人間性や善悪を判断する力を育てる。 ・学校全体で共通理解を図り、あいさつを大切にし、約束を守る態度を育てる。 ・外部講師や地域の方と交流し、地域学習を計画的に行う。	・休み時間(久地小タイム)を利用して、児童会やクラブ、委員会等、特別活動の充実を図る。 ・実行委員会の活動や異学年交流など、児童の主体的な取り組みを充実させる。 ・児童理解に努め、きめ細やかな支援体制の充実を図る共に、特別支援教育の推進をしていく。	・保護者や地域の方が参加しやすい学校作りをする。 ・学校防災対策指針に基づいて作成した危機管理マニュアルを全職員で共通理解をし、研修や訓練を行う。 ・学校便り、学年便り、HP、学校公開日を通して、保護者や地域の方に学校の教育活動や必要な情報を発信する。
--	--	--	--

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。

### ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

## (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

### (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

#### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童指導担当者・児童支援コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

#### ② いじめられた児童への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

#### ③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

#### ④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立て

を指導します。

- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば

- 児童が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和4年度 いじめ防止対策組織・役割分担

### 【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置づける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任  
学年主任 1年 2年 3年 4年 5年 6年 サポート級  
支援教育コーディネーター  
児童指導部主任 個別支援部主任  
養護教諭  
スクールカウンセラー（小・高は要請による派遣）  
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）  
学校巡回カウンセラー

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・いじめ防止指導研修会、運営
- ・いじめ問題に関する資料の管理
- ・道徳教育との連携
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成  
1年 2年 3年 4年 5年 6年 サポート級
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営
- ・外部機関（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携

### 【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会との連携
- ・PTA 校外委員会との連携
- ・地域教育会議との連携

### 【関係機関との連携】

- ・警察との連携
- ・児童相談所との連携（中部児童相談所・北部児童相談所）
- ・わくわくとの連携

## 7 令和4年度 いじめ防止対策計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針・重点目標の確認・年間指導計画確認</li> <li>構成員の確認・役割分担</li> <li>いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法についての研修</li> <li>かわさき共生*共育プログラムの取組について</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討</li> <li>学校生活アンケート集約について</li> <li>効果測定実施(1回目)</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果測定結果を受けての取り組み ・学校生活アンケートの実施(1回目)</li> <li>かわさき共生*共育プログラムの取組 ・教育相談の実施</li> </ul> <p><b>【児童生徒指導点検強化月間】</b>の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>生活アンケートの分析をもとに、学年及び全体での共通理解を図る。</li> <li>児童理解全体会(個別支援計画をもとに話し合い)</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li>教育相談・個人面談の実施 ・夏休み期間中の対応確認</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li>いじめ防止対策に関する研修会</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li>前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> <li>かわさき共生*共育プログラムの取組</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li>携帯・スマートフォン教室実施</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li>かわさき共生*共育プログラムの取組</li> <li>学校生活アンケート実施(2回目)と集約、分析内容の共通理解や今後の手立ての検討</li> <li>学校公開日で人権授業</li> <li>いじめ防止標語の募集</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認・個人面談の実施</li> <li>学校生活アンケート(2回目)結果を受けての対応 ・効果測定実施(2回目)</li> <li>保護者アンケートの実施 ・児童アンケート実施</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li>保護者アンケート、児童アンケートのまとめ</li> </ul>
2	<p><b>【学校体制振り返り月間】</b>の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li>今年度の反省→学校評価への反映</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li>来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>

## ◎本校のいじめ防止に向けた取り組み

### 児童の自主的な取り組み

#### [自主的な企画・運営]

- ・自主的なあいさつ運動
- ・委員会集会や委員会活動の紹介
- ・クラブ活動立ち上げと自主的な活動計画の作成
- ・各学年の実行委員による活動
- ・運動会の児童による運営

#### [交流活動の活性化]

- ・交流学年（1年と6年、2年と5年、3年と4年）による交流活動
- ・5年生による下級生へのクラブ立ち上げの活動
- ・児童会によるあいさつ運動と呼びかけ
- ・小中連携活動（中学校説明会とクラブ活動体験）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

#### [啓発活動]

- ・人権週間の標語作り、学年、学級スローガンの作成
- ・年間テーマの設定と掲示
- ・生活目標の掲示と振り返り
- ・校内美化（清掃や掲示板の利用）

### 保護者の取り組み（PTA活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・PTA主催による久地小祭り

### 地域住民の取り組み

- ・地域での見守り活動
- ・朝、横断歩道での交通整理